

介護医療院利用契約書

利用者（以下、「利用者」という）とふじみ介護医療院（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う介護医療院サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう介護医療院サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間が満了する令和 年 月 日までとします。
- 2 契約期間満了日の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画の作成、変更）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、「施設サービス計画」を作成します。

- （1）利用者の日常生活の状況及び意向を踏まえて、提供されるサービスの目標、達成時期及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛りこんだ「施設サービス計画」の原案を作成します。
- （2）利用者が「施設サービス計画」の内容の変更を希望する場合は、できる限り利用者の希望に応じて「施設サービス計画」を変更します。
- （3）「施設サービス計画」の作成及び変更については、その内容を利用者に説明し、利用者から同意を受けます。

第4条（サービスの提供の記録）

事業者は、介護医療院サービスの提供に関する記録を作成し、これをこの契約の終了後 2 年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費によりその複写物を交付します。

第5条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

第6条（事業者の解約権）

事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来るも